

# 国道161号 小松拡幅13工区 環境影響評価準備書の概要

令和5年8月

## ＜本日の説明内容＞

1. 事業概要
2. 事業の経緯と手続きの流れ
3. 環境影響評価の結果

# 1. 事業概要

## 1. 1 事業の全体概要

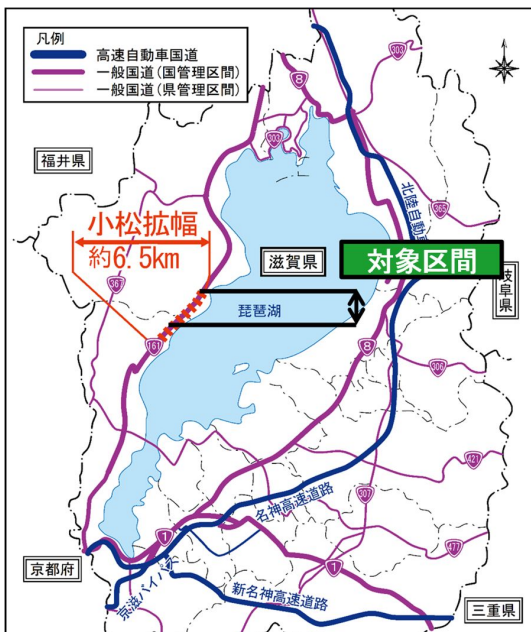
## 1. 2 事業の位置、概要

## 1. 3 構造、標準横断図

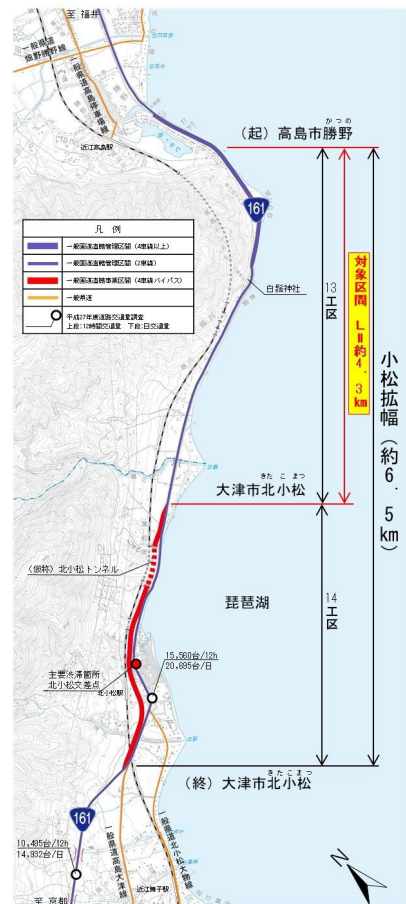
### 1. 1 事業の全体概要

準備書：第3章

- ◆国道161号は、福井県敦賀市を起点に琵琶湖西岸を縦断し、滋賀県大津市で国道1号に接続する、延長約80kmの幹線道路です。北陸地方と京阪神都市圏を最短距離で結ぶとともに、琵琶湖西岸観光の基幹道路としての役割も果たします。
- ◆小松拡幅は、高島市勝野～大津市北小松を結ぶ、延長約6.5kmの道路事業であり、対象事業はこのうち13工区の約4.3km区間です。

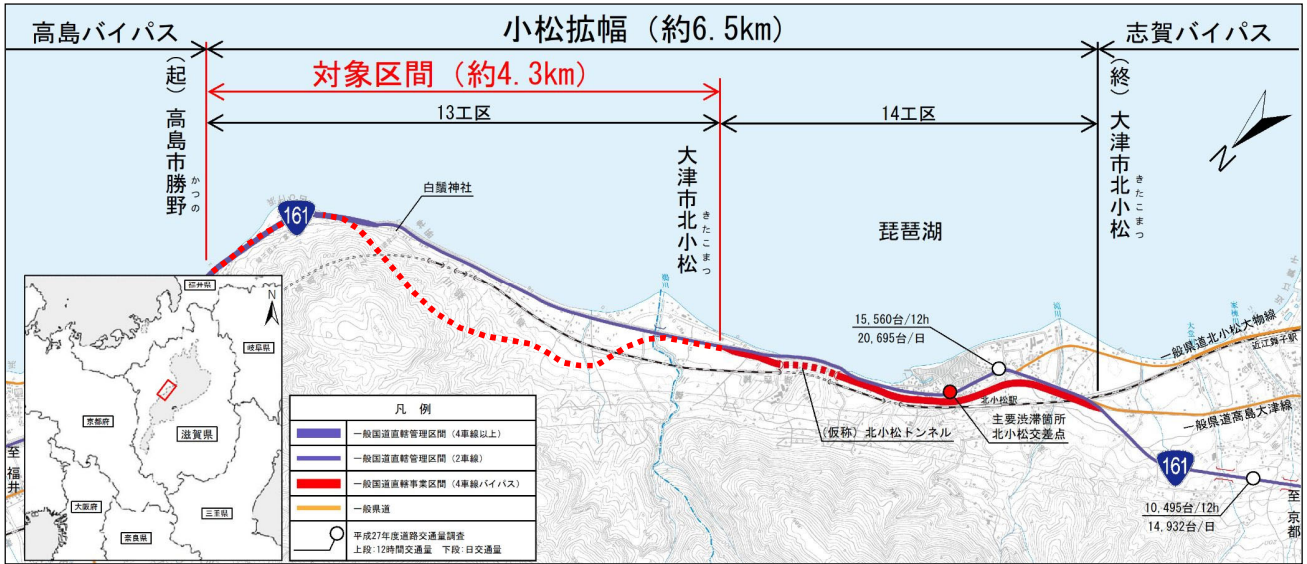


起点:高島市勝野  
終点:大津市北小松  
規模:延長約4.3km



# 1.1 事業の全体概要

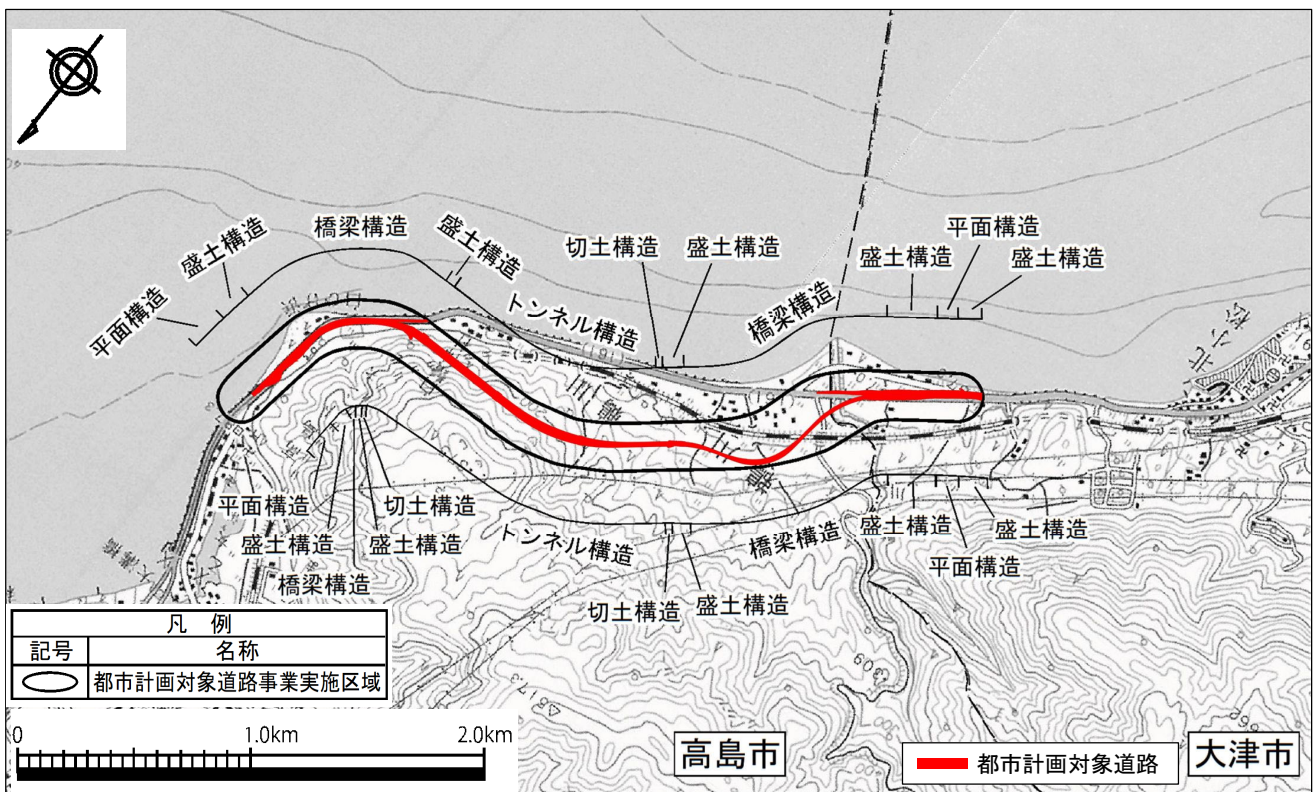
- ◆国道161号は交通量が多いにもかかわらず2車線の区間が多く、路肩の無い狭い区間があるため、交通事故が多発しています。また、周辺には観光地が多いこと等により、慢性的な交通渋滞が発生しています。
- ◆小松拡幅は、現道の国道161号の交通状況改善を図り、沿道住民の安全・安心な生活を確保すること、また高島バイパス、志賀バイパスと接続することで琵琶湖西岸地域の幹線道路のネットワークを強化し、地域の活性化を図ることを目的とします。



# 1.2 事業の位置、概要

## ■都市計画対象道路事業実施区域※の位置

※以下、「実施区域」という。



## 1.2 事業の位置、概要

準備書：第1章～第3章

### ■事業の概要

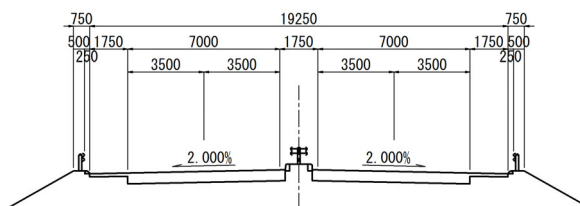
項目	内容
都市計画対象道路事業の名称	国道161号 小松拡幅13工区
都市計画決定権者の名称	滋賀県
事業予定者の名称	国土交通省 近畿地方整備局
都市計画対象道路事業の種類	特別地域における道路の改築(一般国道の改築)
起終点	起点:滋賀県高島市勝野 終点:滋賀県大津市北小松
延長	約4.3km
車線数	4車線
設計速度	80km/h
道路区分	第3種第1級
道路構造の概要	平面(約0.3km),盛土(約0.7km) 切土(約0.03km),橋梁(約1.8km) トンネル(約1.5km)
計画交通量	32,500～34,200台/日

6

## 1.3 構造、標準横断図

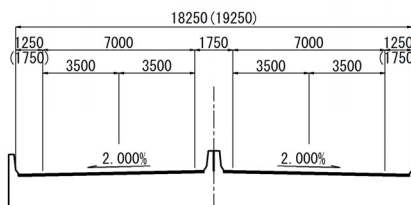
準備書：第3章

地表式

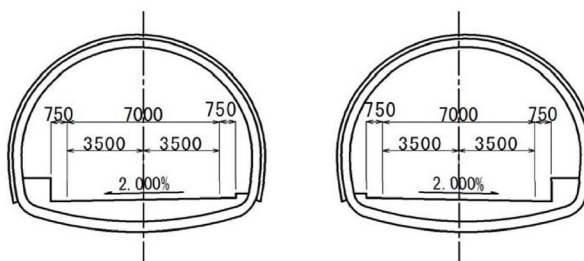


嵩上式

注) ( )値は中小橋の場合の値



地下式



(単位:mm)

7

## 2. 事業の経緯と手続きの流れ

### 2. 1 事業の経緯

### 2. 2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

### 2. 3 環境影響評価の項目

8

### 2. 1 事業の経緯

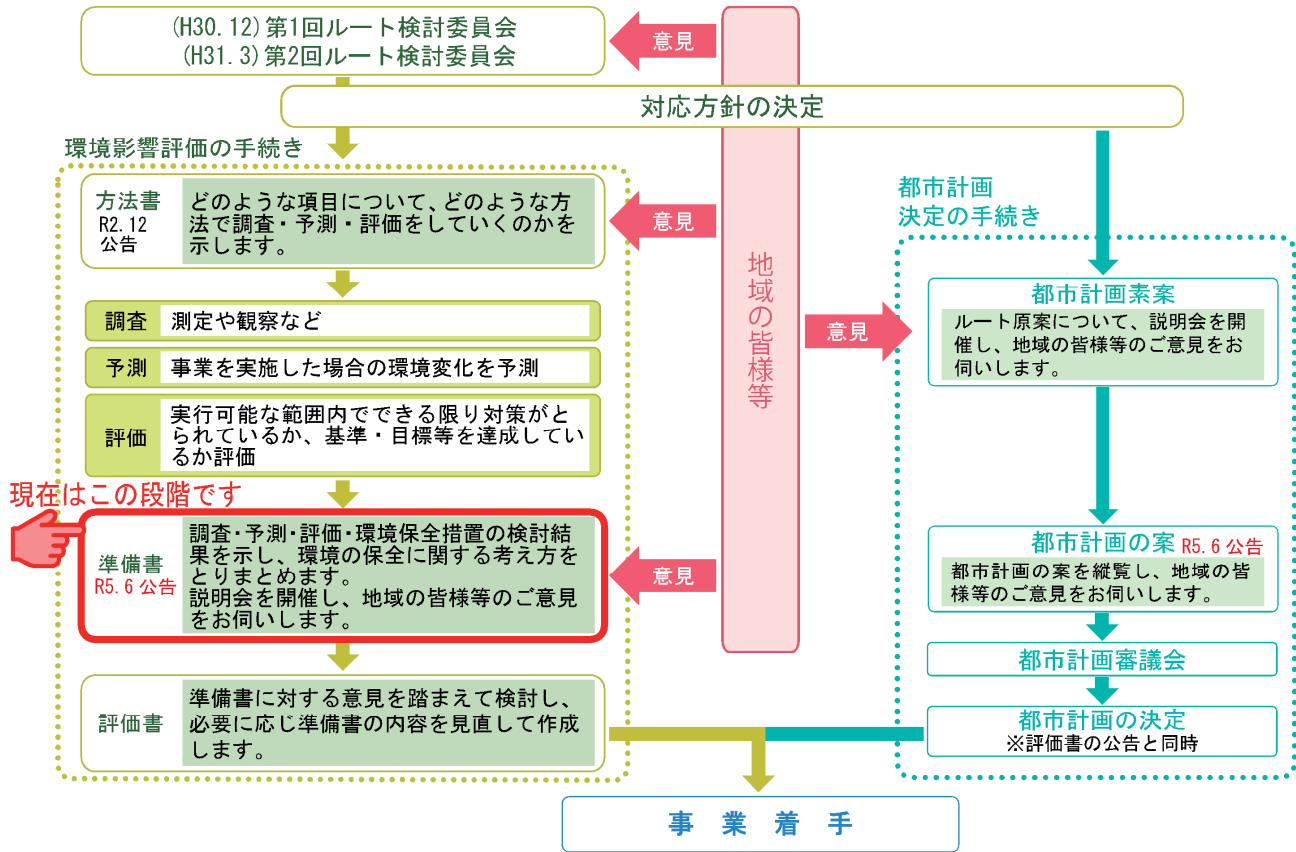
準備書：第3章

昭和45年度	小松拡幅の事業化（高島市勝野～大津市北小松 延長6.5km）
昭和45年度	用地取得着手
昭和47年度	工事着手
昭和49年12月25日	部分開通 高島市勝野～鶴川 延長1.0km(4/4)
昭和50年4月18日	都市計画決定（大津市北小松 延長3.2km）
昭和51年5月10日	都市計画決定（高島市勝野～同鶴川 延長3.3km）⇒埋立構造
平成5年～28年度	白鬚区間の河川協議
平成30年11月	滋賀県知事が国土交通省へ要望 ・13工区の現計画に琵琶湖保全および交通安全に関し課題があり、山側ルートを検討を要望
平成30年11月	滋賀県知事が定例記者会見で「都市計画ルートの見直しが必要」と意向表明 ・白鬚神社から琵琶湖側へ国道161号を乱横断する参拝者が多く、非常に危険。 ・抜本的な対策として、通過交通と観光交通を分離する必要。 ・「琵琶湖保全再生計画」に基づく自然環境保全の観点からも、琵琶湖岸を改変することは、極めて困難。
計画段階評価に準じた手続き	
平成30年12月28日	第1回ルート検討委員会開催（地域の現状と課題、政策目標の設定、対応方針(案)の検討）
平成31年1月22日 ～2月4日	地域の意見聴取 ・住民、利用者へのアンケート(オープンハウス) ・自治体、警察、消防、経済団体等へのヒアリング
平成31年3月25日	第2回ルート検討委員会開催（対応方針の決定）
令和2年12月22日 ～令和3年1月27日	方法書の公告・縦覧

9

## 2.2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

環境影響評価と都市計画の手続きの流れは以下のとおりです。



## 2.3 環境影響評価の項目

準備書：第8章

環境影響評価を行う項目は、滋賀県環境影響評価技術指針に基づき、事業特性および地域特性を踏まえて選定しました。

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施					土地または工作物の存在および供用				
		重機の稼働	走行用車両の	撤去用工作物の	(土地の土工等)	建設用道路等の	工作物の存在				
							式道路の存在(地下)	式道路の存在(地中掘削式)	式道路の存在(地上)	発生車両の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	大気環境	気象	日照障害						●		
		大気質	窒素酸化物	●	●						●
			浮遊粒子状物質	●	●						
			粉じん等	●	●						
		騒音および超低周波音	騒音および超低周波音	●	●						●
振動	振動	●	●						●		
電波障害	電波障害							●			
水環境	水質	水の濁り			●						
	土壌に係る環境その他の環境	地形および地質	重要な地形および地質			●		●			
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	動物	重要な種および注目すべき生息地	●			●		●			
	植物	重要な種および群落				●		●			
	生態系	地域を特徴づける生態系				●		●			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観				●		●			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●		●			
環境への負荷の量の程度により予測および評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物 建設工事に伴う副産物 残土			●						
環境基本条例第10条第1項第3号に定める歴史的遺産の保全を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	文化財	有形の文化財				●		●			

## 2.3 環境影響評価の項目

準備書：第8章

環境要素の区分				影響要因の区分					工事の実施					土地または工作物の存在および供用		
				重機の稼働	工事用車両の走行	既存工作物の撤去	土地の改変（切土工等）	工事用道路等の建設	工作物の存在			発生車両の走行				
									道路（地下式）の存在	道路（地表式または掘割）の存在	道路（嵩上式）の存在					
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	大気環境	気象	日照障害									●				
		大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	●	●									●		
			粉じん等	●	●											
		騒音および超低周波音	騒音および超低周波音	●	●									●		
		振動	振動	●	●									●		
		電波障害	電波障害										●			
	水環境	水質	水の濁り				●									
	土壌に係る環境その他の環境	地形および地質	重要な地形および地質					●				●				

12

## 2.3 環境影響評価の項目

準備書：第8章

環境要素の区分				影響要因の区分					工事の実施					土地または工作物の存在および供用		
				重機の稼働	工事用車両の走行	既存工作物の撤去	土地の改変（切土工等）	工事用道路等の建設	工作物の存在			発生車両の走行				
									道路（地下式）の存在	道路（地表式または掘割）の存在	道路（嵩上式）の存在					
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	動物	重要な種および注目すべき生息地	●				●			●						
	植物	重要な種および群落					●			●						
	生態系	地域を特徴づける生態系					●			●						
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観					●			●						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					●			●						
環境への負荷の量の程度により予測および評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物 建設工事に伴う副産物 残土				●										
環境基本条例第10条第1項第3号に定める歴史的遺産の保全を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素	文化財	有形の文化財					●			●						

13

### 3. 環境影響評価の結果

#### ①道路の存在に係る日照阻害

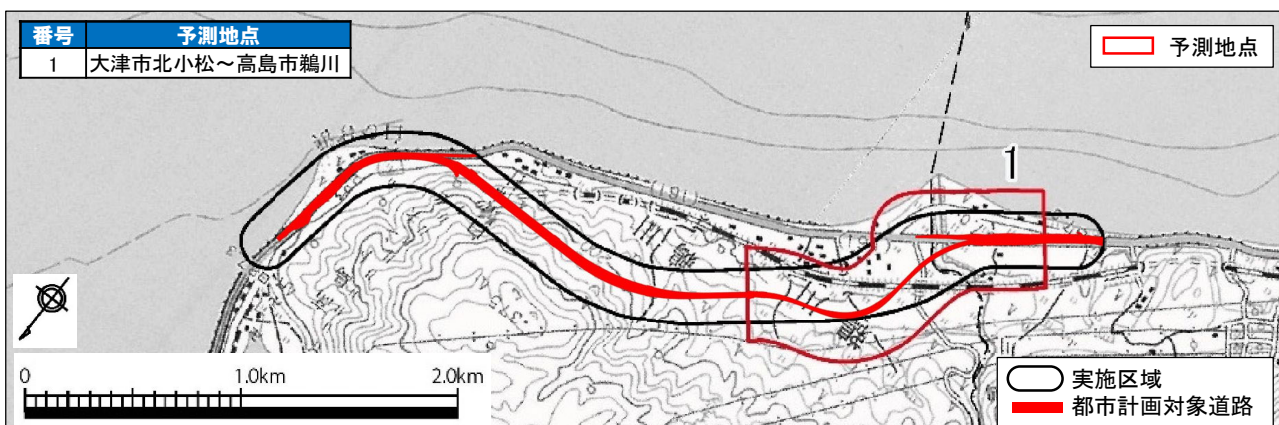
準備書：第9章

##### 予測地点

道路構造が橋梁構造となる1地点において予測評価を実施。

##### 予測・ 評価結果

- 住居位置において、参考となる値を超過する日影は生じないと予測。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているものと評価。





## 【予測結果の概要】

番号	予測地点	日影時間※1	基準 (参考となる値※2)
1	大津市北小松～ 高島市鵜川	1時間未満	2階で5時間

※1 都市計画対象道路に最も近接する住居位置における予測結果。

※2 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和51年建設省計用発第4号)に示される指標となる日陰時間。

## 予測地点

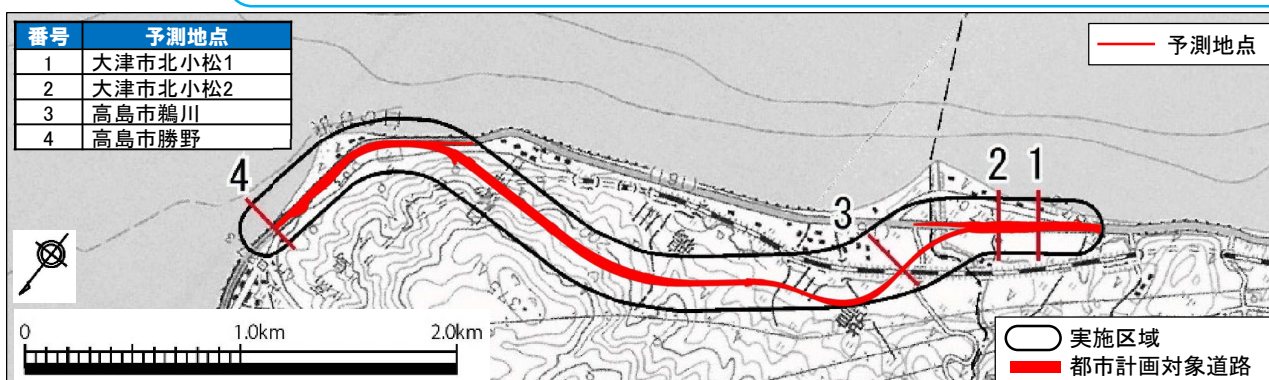
4地点（地上1.5m）において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において基準値以下と予測。環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 排出ガス対策型建設機械の採用
- ・ 作業方法への配慮（車両等のアイドリングストップ、建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等）



【予測結果の概要】

物質	寄与濃度	日平均値 (年間98%値、または 年間2%除外値)	基準（環境基準）
二酸化窒素 (ppm)	0.001未満～ 0.001	0.013	0.04～0.06までの ゾーン内またはそ れ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.001未満	0.033	0.10以下

予測地点

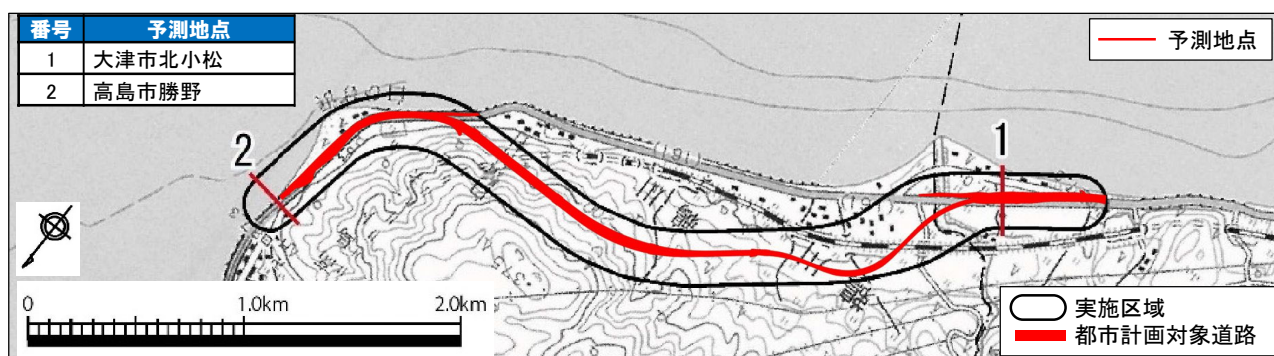
工事用車両の走行が予想される2地点（地上1.5 m）において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において基準値以下と予測。環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 工事用車両の分散
- ・ 作業員に対する工事用車両の運行の指導（アイドリングストップ等）



【予測結果の概要】

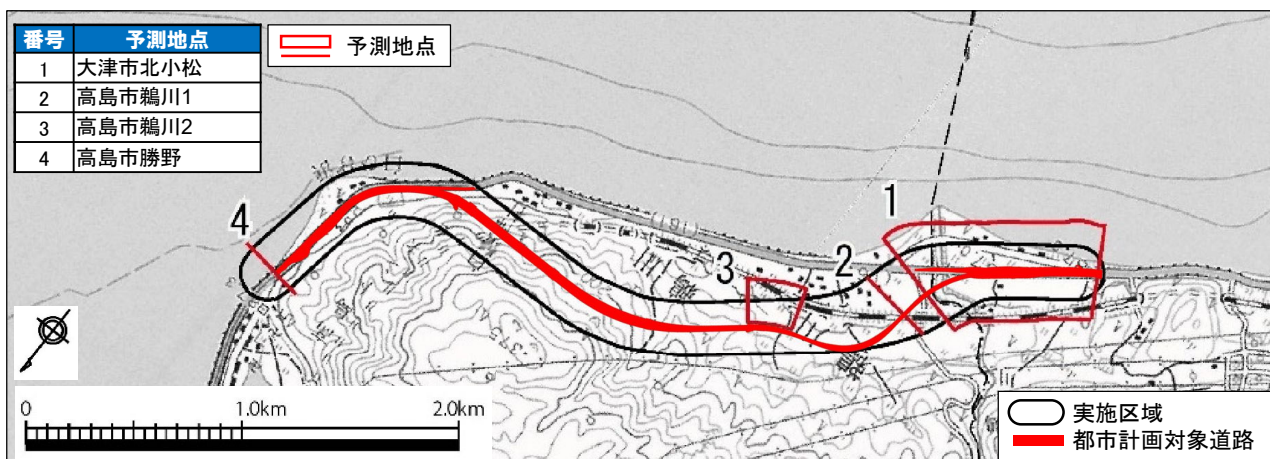
物質	寄与濃度	日平均値 (年間98%値、または 年間2%除外値)	基準（環境基準）
二酸化窒素 (ppm)	0.001 未満	0.014~0.015	0.04~0.06までのゾーン内 またはそれ以下
浮遊粒粒状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.001 未満	0.033	0.10以下

予測地点

4地点（地上1.5m）において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において基準値以下と予測。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているものと評価。



【予測結果の概要】

物質	日平均値 (年間98%値、または 年間2%除外値)	基準（環境基準）
二酸化窒素 (ppm)	0.013～0.026	0.04～0.06までの ゾーン内またはそれ 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.033～0.034	0.10以下

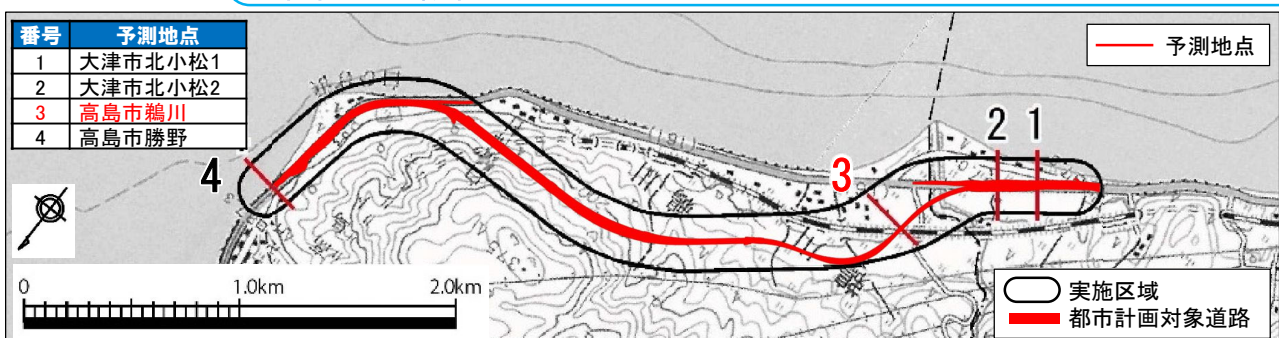
予測地点 4地点（地上1.5m）において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- 1地点で参考となる値を超過と予測。
- 環境保全措置「散水」を実施することによりすべての予測地点において参考となる値以下。環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 散水
- ・ 作業方法への配慮（建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等）
- ・ 仮囲いの設置



## 【予測結果の概要】

工事の区分	粉じん等 (t/km <sup>2</sup> /月)	基準 (参考となる値※)
土工、橋梁工	0.5～9.7	10 t/km <sup>2</sup> /月

※ 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示される降下ばいじん量の参考となる値。

## 予測地点

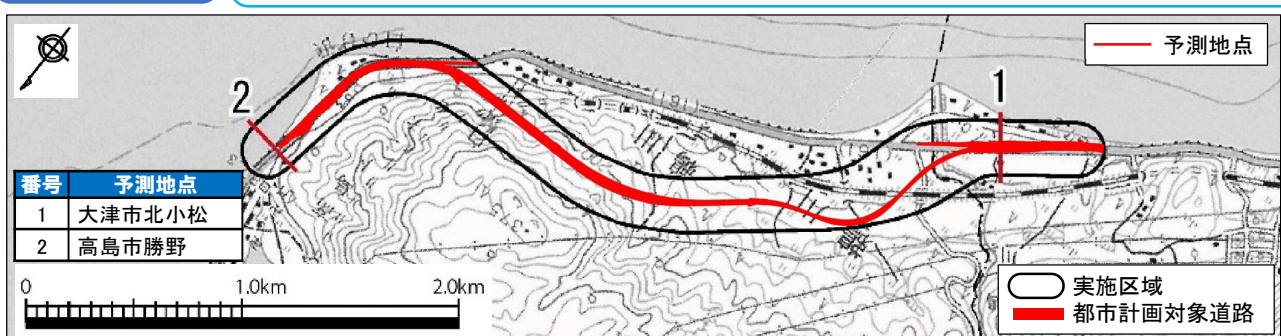
工事用車両の走行が予想される2地点（地上1.5 m）において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において参考となる値以下と予測。  
環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 工事用車両の洗車
- ・ 工事用車両の分散



## 【予測結果の概要】

粉じん等 (t/km <sup>2</sup> /月)	基準 (参考となる値※)
0.9~2.0	10 t/km <sup>2</sup> /月

※ 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示される降下ばいじん量の参考となる値。

## 予測地点

4地点 (地上1.2m) において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

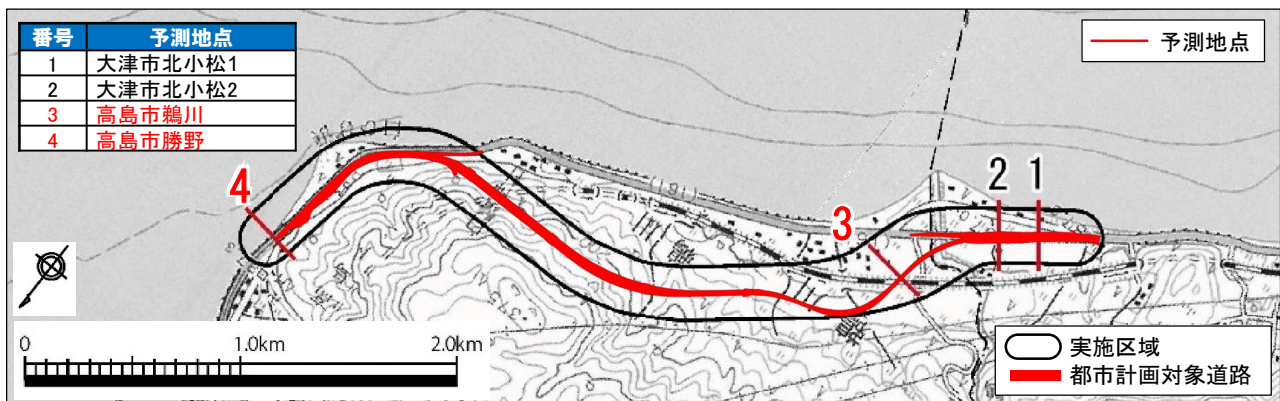
- 2地点で規制基準を超過と予測。
- 環境保全措置「防音パネルなどの遮音対策」を実施することによりすべての予測地点において基準値以下。  
環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 防音パネルなどの遮音対策
- ・ 低騒音型建設機械の採用
- ・ 作業方法の改善 (作業者に対する資材の取扱いの指導、車両等のアイドリングストップ等)

## ①重機の稼働に係る騒音

準備書：第9章



### 【予測結果の概要】

工事の区分	騒音レベルの90%レンジの上端値 ( $L_{A5}$ ) または騒音レベルの最大値の90%レンジの上端値 ( $L_{A,Fmax,5}$ )	基準 (規制基準)
土工、橋梁工	80~83dB	85dB

28

## ②工事用車両の走行に係る騒音

準備書：第9章

### 予測地点

工事用車両の走行が予想される2地点（地上1.2m）において予測評価を実施。

### 予測・評価結果

- すべての予測地点において基準を超過するが、これは現況値が基準を上回っているためであり、工事用車両による寄与は、現況値を増加させるものではない。  
環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

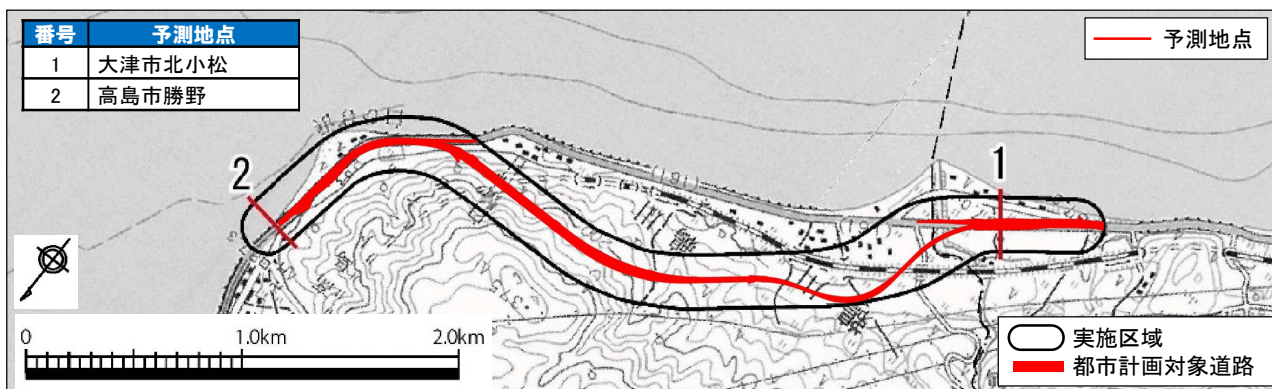
### 環境保全措置

- ・ 工事用車両の分散
- ・ 作業員に対する工事用車両の運行の指導（アイドリングストップ等）

29

## ② 工事用車両の走行に係る騒音

準備書：第9章



### 【予測結果の概要】

等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )		基準	
現況値	予測値	環境基準 (昼間)	要請限度 (昼間)
73~77dB	73~77dB	70dB	75dB

30

## ③ 発生車両の走行に係る騒音

準備書：第9章

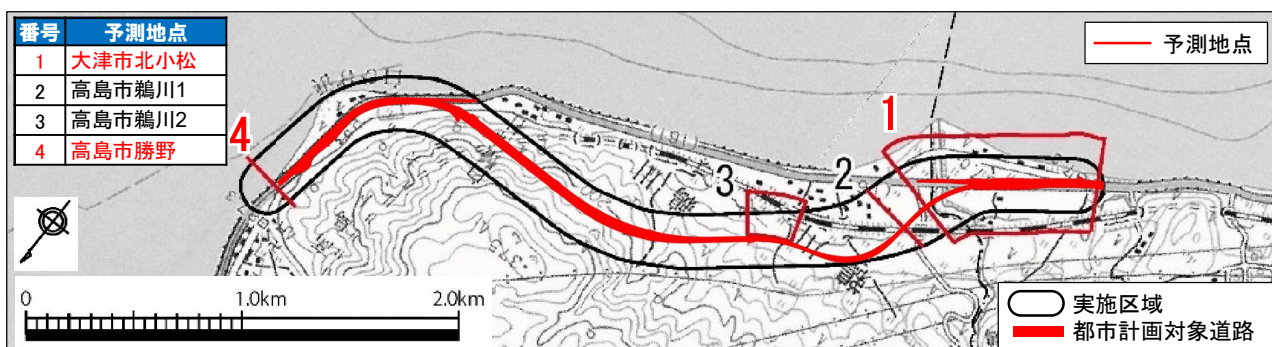
**予測地点** 4地点（地上1.2m, 4.2m）において予測評価を実施。

**予測・評価結果**

- 2地点で環境基準を超過と予測。
- 環境保全措置「遮音壁の設置」を実施することによりすべての予測地点において環境基準以下。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているものと評価。

**環境保全措置**

・ 遮音壁の設置



31



【予測結果の概要】

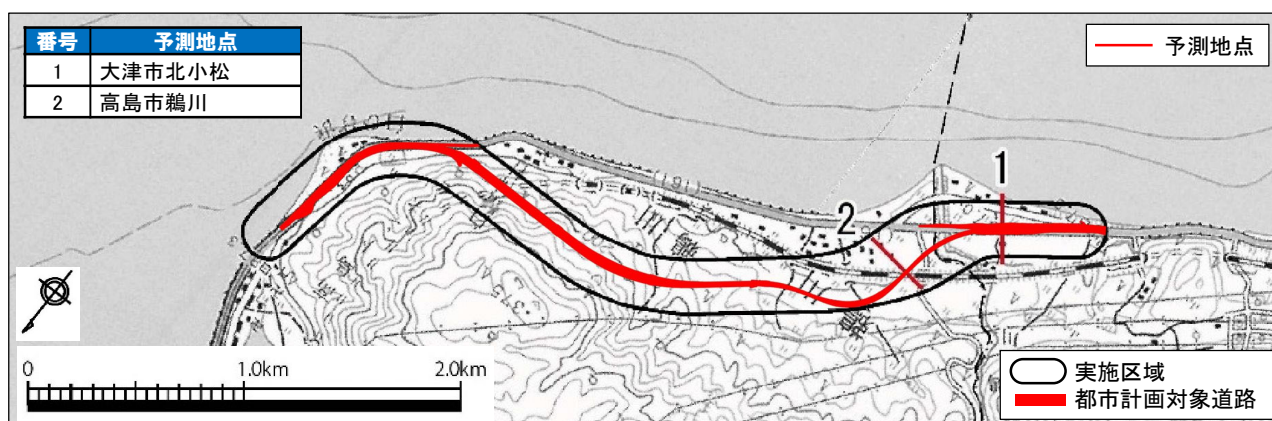
時間区分	予測位置	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )	基準（環境基準）
昼間	近接空間	57～68dB	70dB
	背後地	50～63dB	65dB
夜間	近接空間	54～64dB	65dB
	背後地	53～59dB	60dB

予測地点

超低周波音の発生するおそれのある橋梁2地点（地上1.2m）において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において参考となる値以下と予測。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているものと評価。



## 【予測結果の概要】

50%時間率音 圧レベル (L <sub>50</sub> )	G特性5%時間 率音圧レベル (L <sub>G5</sub> )	基準（参考となる値※）	
		一般環境中に 存在する低周 波音圧レベル (L <sub>50</sub> )	ISO7196に規 定されたG特 性低周波音圧 レベル (L <sub>G5</sub> )
73dB	80～81dB	90dB	100dB

※ 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示される低周波音の参考となる指標。

## 予測地点

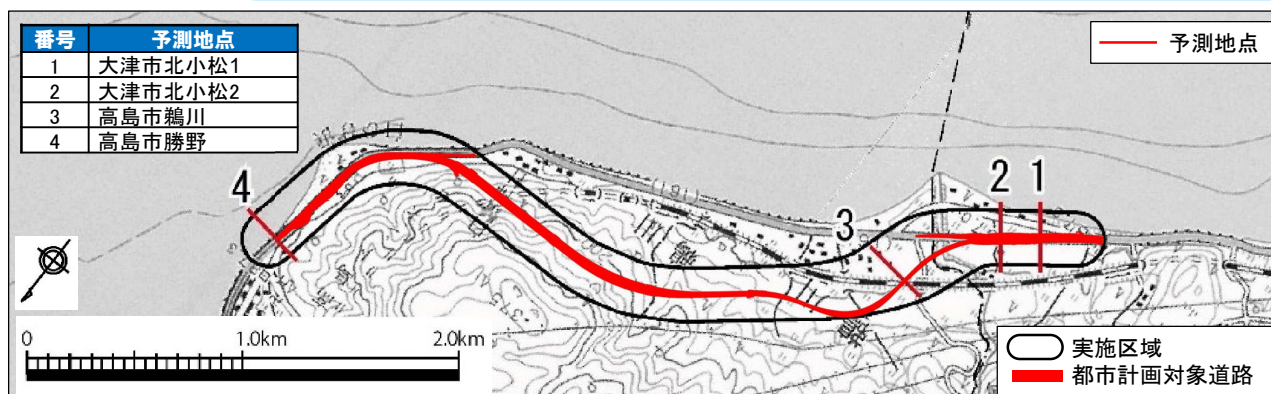
4地点において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において基準値以下と予測。環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 低振動型建設機械の採用
- ・ 作業方法の改善（作業者に対する資材の取扱いの指導、建設機械の複合同時稼働・高負荷運転を極力回避等）



【予測結果の概要】

振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )	基準（規制基準）
50～63dB	75dB

予測地点

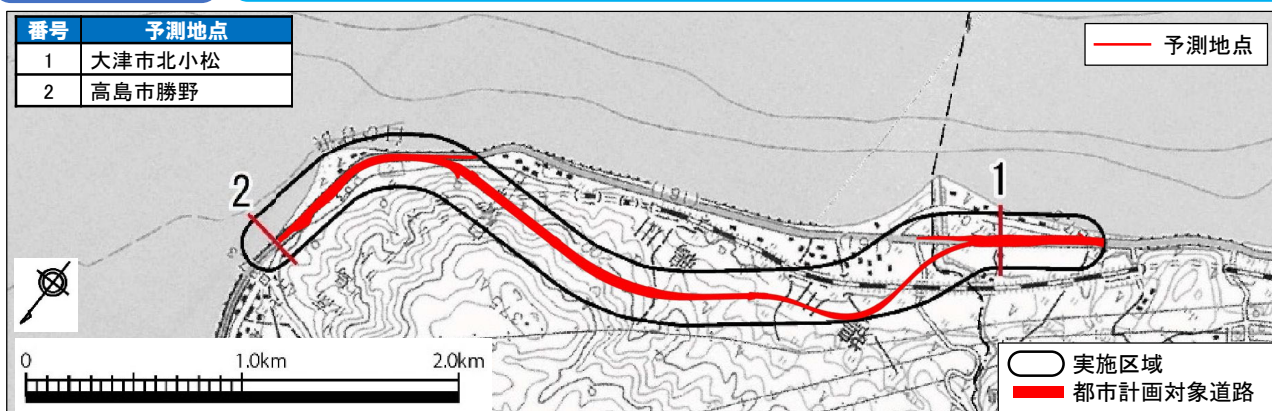
工事用車両の走行が予想される2地点において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において基準値以下と予測。環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 工事用車両の分散
- ・ 作業者に対する工事用車両の運行の指導（法定速度の遵守等）



【予測結果の概要】

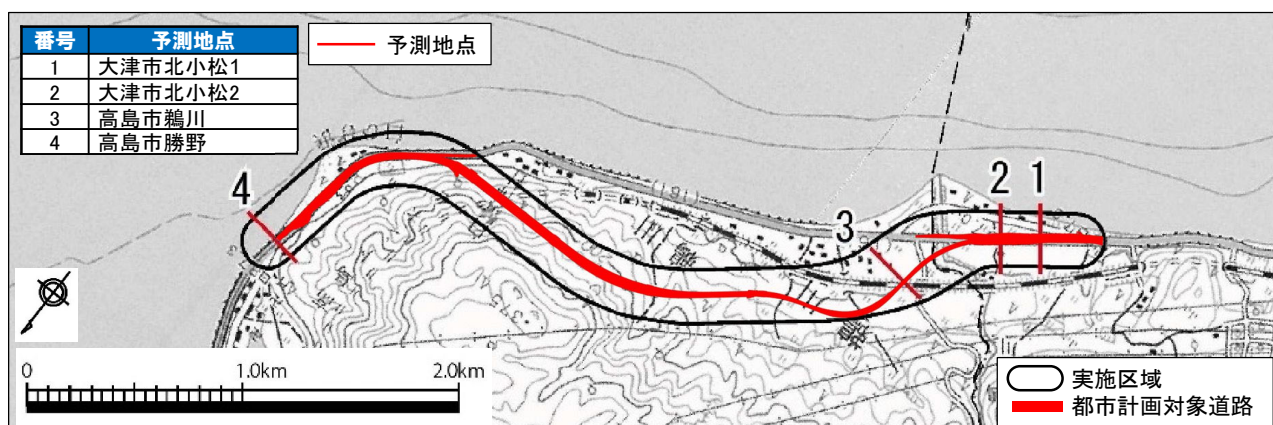
振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )		基準 (要請限度)
現況値	予測値	
45dB	45dB	65dB

予測地点

4地点において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- すべての予測地点において基準値以下と予測。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。



## 【予測結果の概要】

振動レベルの80%レンジの上端値 (L <sub>10</sub> )		基準（要請限度）	
昼間	夜間	昼間	夜間
45～49dB	44～48dB	65dB	60dB

## 予測地点

道路構造が橋梁構造となる1地点において予測評価を実施。

予測・  
評価結果

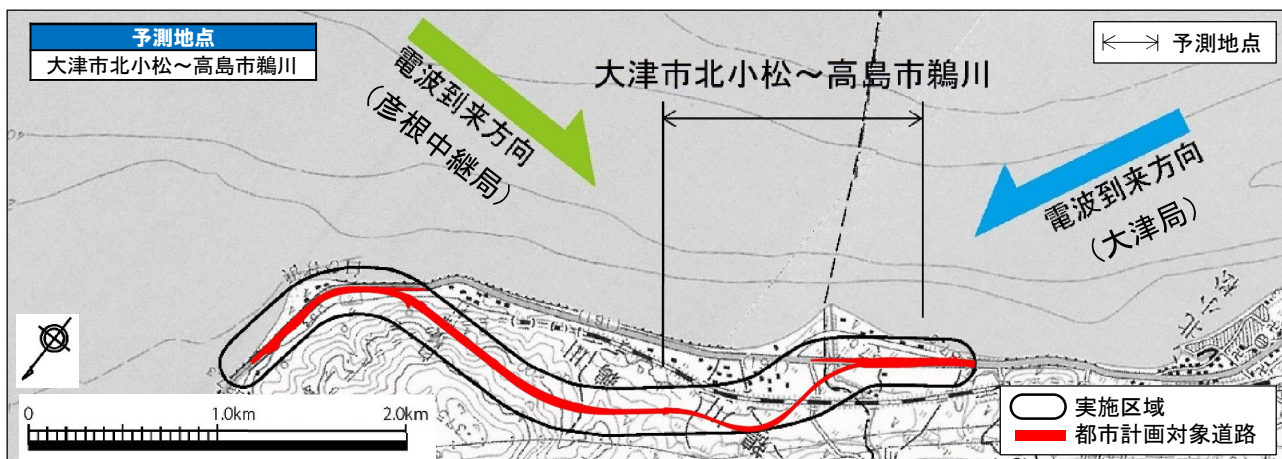
- 一部の住居位置において、電波障害が発生すると予測。
- 環境保全措置「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」を実施することにより環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫

道路供用後、通常の受信装置によって視聴可能なチャンネルについて電波障害が発生した場合には、共同受信施設の設置や既存の有線テレビジョン放送を利用する等、必要に応じて「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和54年10月12日建設省計用発第35号）等に基づき、適切に対処します。

# ①道路の存在に係る電波障害



## 【予測結果の概要】

予測地点	予測結果
大津市北小松 ～高島市鶺川	住居等の保全対象が存在する位置で電波障害が発生するが、環境保全措置を実施することで、環境負荷を低減する。

# ①工事の実施に係る水の濁り

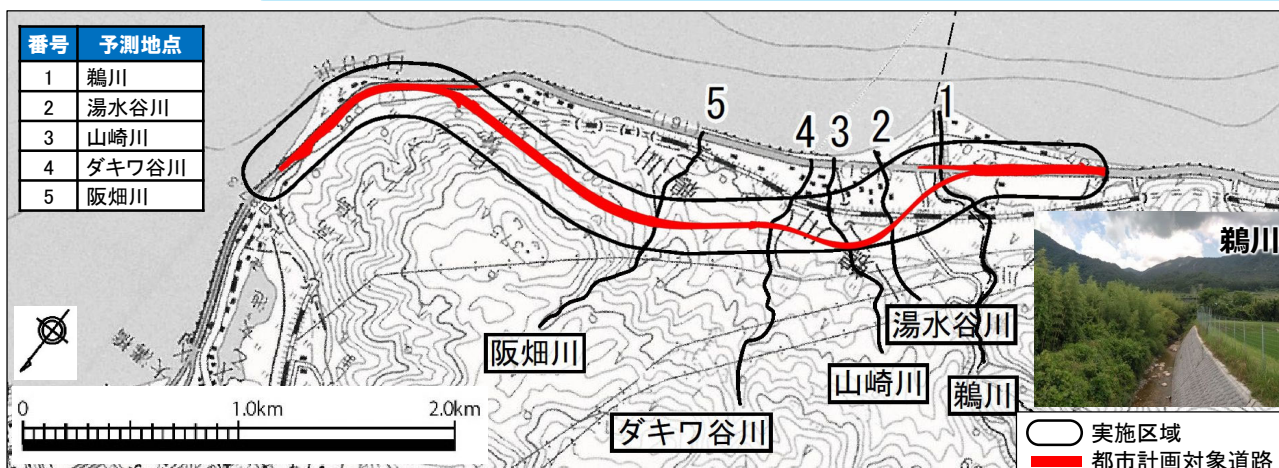
予測地点 5河川を対象に予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- 工事の実施により濁水が発生すると予測されるが、環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

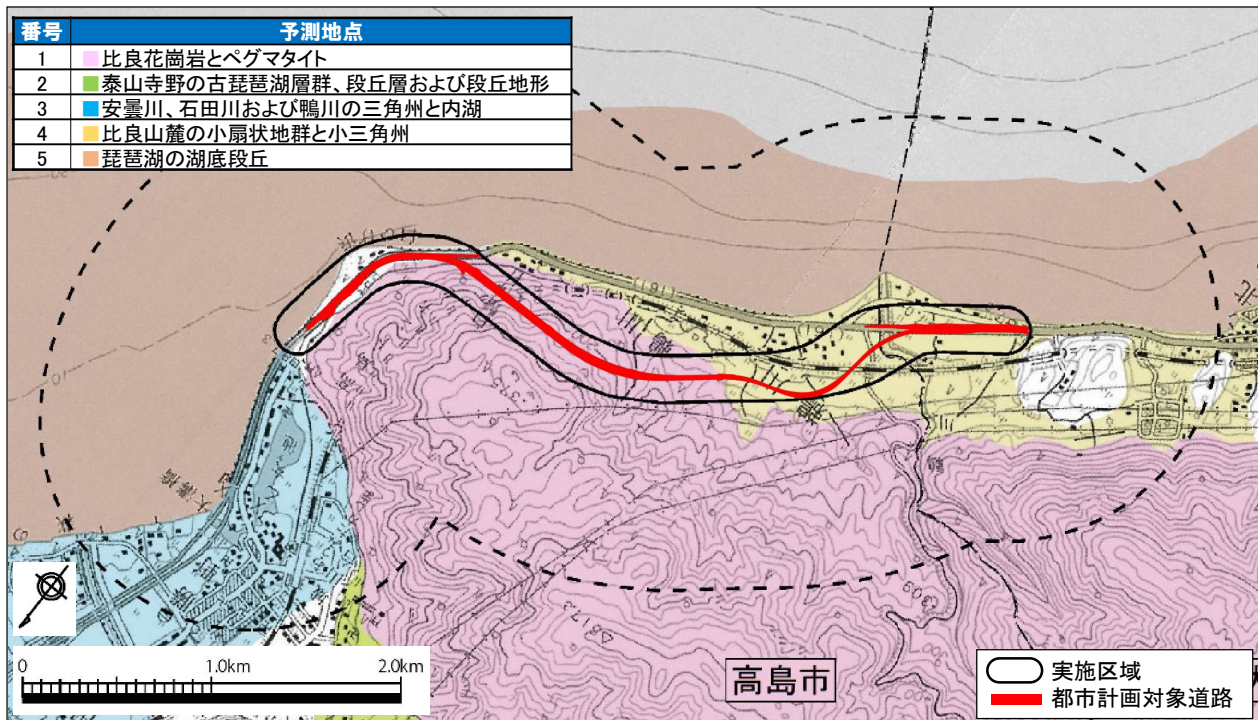
環境保全  
措置

- ・ 仮設沈砂池や濁水処理施設の設置
- ・ 裸地化の抑制（法面整形、法面緑化等）



予測地点

実施区域およびその周辺の重要な地形および地質5地点を対象に予測評価を実施。



予測・  
評価結果

- すべての予測地点で、改変される範囲の程度は小さく著しい影響はない、または、改変は生じない。
- すべての予測地点で、周辺環境の変化による影響はないと予測。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているものと評価。



比良花崗岩とペグマタイト



比良山麓の小扇状地群と小三角州

## 予測地点

実施区域およびその周辺において、現地調査により確認された重要な動物種を対象に予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- ミサゴの生息環境は保全されない可能性があると予測。
- 環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 低騒音・低振動型建設機械の採用
- ・ 道路照明の漏れ出しを防止した構造および誘因性の低い照明の採用
- ・ 工事関係者の教育

ミサゴ



## 事後調査

ミサゴの繁殖状況について、工事前～工事後の調査対象の繁殖期を基本に事後調査を実施。

## 予測地点

実施区域およびその周辺において、現地調査により確認された重要な植物種を対象に予測評価を実施。

予測・  
評価結果

- アケボノシュスラン、ホシクサ、ギンリョウソウは生育環境が保全されないと予測。
- 環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 重要な植物種の移植または播種
- ・ 工事関係者の教育

## 事後調査

移植または播種した植物の生育状況について、各種の生活史および生育特性等に応じて、事後調査を実施。

アケボノシュスラン



ホシクサ





予測地点

実施区域およびその周辺において、地域を特徴づける生態系を対象に予測評価を実施。

【地域を特徴づける生態系】

生態系区分	分類	注目種・群集
山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系	上位性	キツネ、サシバ
	典型性	アカネズミ、ハルゼミ
	特殊性	ミミカキグサ
低地の田園域を中心とする生態系	上位性	イタチ属、チョウゲンボウ
	典型性	モズ、ナナホシテントウ、ススキ群落
小河川・湖岸等の水辺を中心とする生態系	上位性	アオサギ、ビワマス
	典型性	オウミヨシノボリ、ハグロトンボ、ヨシ群落



キツネ



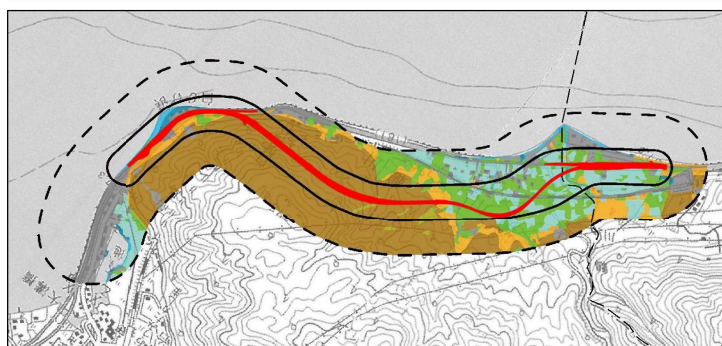
チョウゲンボウ



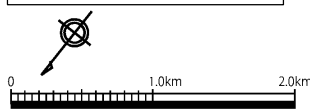
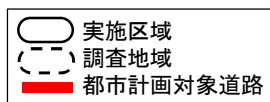
ミミカキグサ



ヨシ群落



山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系	山地・丘陵地の樹林地
山地・丘陵地の草地	山地・丘陵地の草地
低地の田園域を中心とする生態系	低地の樹林地
低地の畑地・草地	低地の畑地・草地
低地の水田	低地の水田
小河川・湖岸等の水辺を中心とする生態系	水辺の樹林地
水辺の水域・水辺	水辺の水域・水辺
その他	その他



予測・評価結果

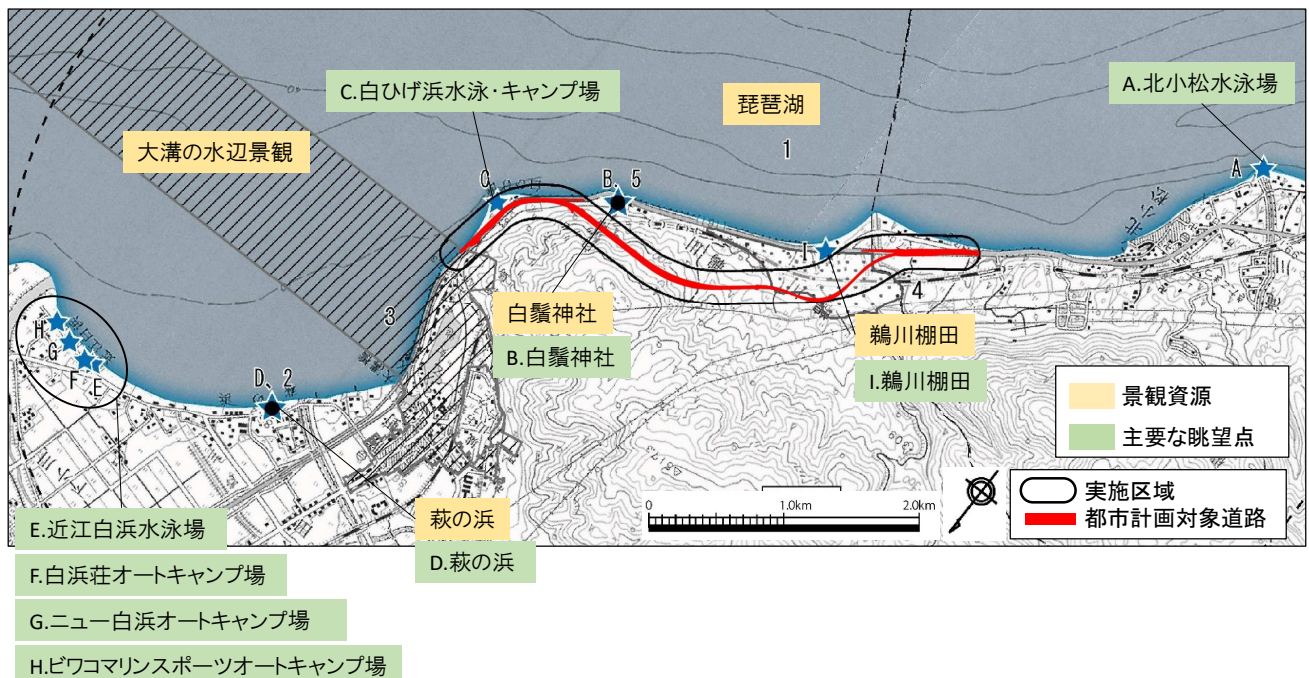
- すべての地域を特徴づける生態系の注目種・群集において、生息・生育基盤、生息・生育環境は保全されると予測。
- 環境保全措置を実施し環境負荷を低減。環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

環境保全措置

- ・ 工事関係者の教育

予測地点

実施区域およびその周辺の景観資源5地点、主要な眺望点9地点を対象に予測評価を実施。



予測・  
評価結果

<主要な眺望点・景観資源の改変>

- 主要な眺望点は改変されない。
- 景観資源「鶴川棚田」において、範囲の一部が改変されるが大部分は残される。

<主要な眺望景観の変化>

- 「鶴川棚田」への眺望景観に変化が生じる(影響がある)と予測される。
- 環境保全措置「構造物(橋梁等)および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を実施することにより環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

環境保全  
措置

- ・ 構造物(橋梁等)および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討

# ①工事の実施、道路の存在に係る景観

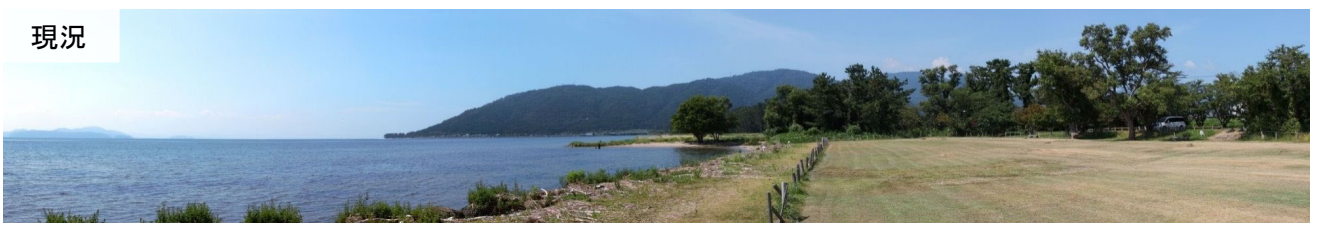
## ●予測結果(主要な眺望景観:白鬚神社)



※赤着色部分が都市計画対象道路を示します。

# ①工事の実施、道路の存在に係る景観

## ●予測結果(主要な眺望景観:萩の浜)



※赤着色部分が都市計画対象道路を示します。

# ①工事の実施、道路の存在に係る景観

準備書：第9章

## ●予測結果(主要な眺望景観: 鶴川棚田)



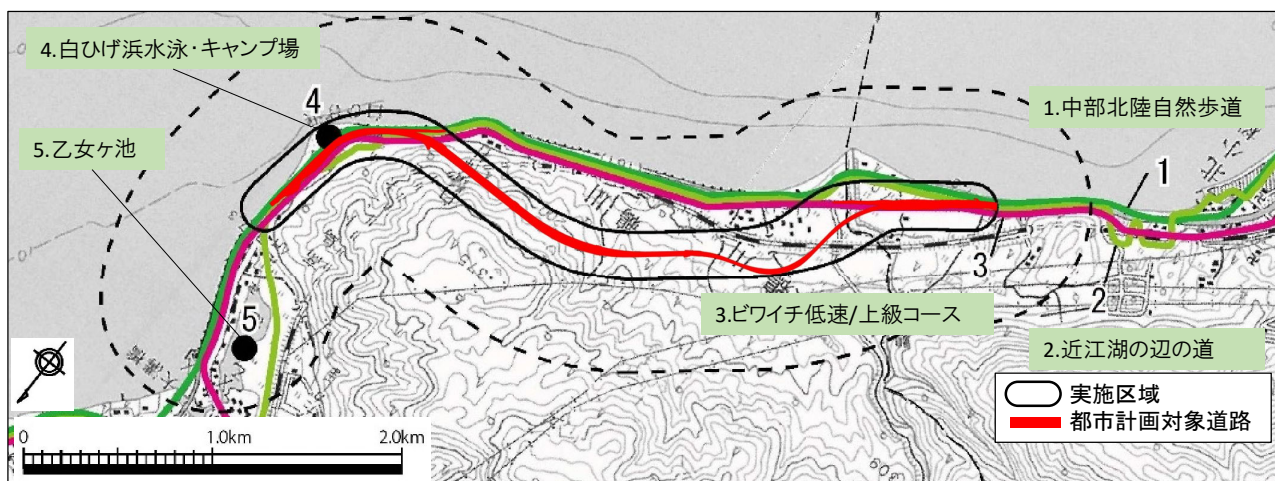
※赤着色部分が都市計画対象道路を示します。

# ①工事の実施、道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場

準備書：第9章

## 予測地点

実施区域およびその周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場5地点を対象に予測評価を実施。



中部北陸自然歩道



近江湖の辺の道



乙女ヶ池

## 予測・評価結果

- 改変される散策ルート等については、工事中のう回路の確保や付け替え道路の整備を行うため、触れ合い活動の場としての機能は確保されると予測。
- 一部の触れ合い活動の場から対象道路が直近に視認されるが、快適性の変化はほとんど生じないと予測。
- 環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

## 環境保全措置

- ・ 構造物（橋梁等）および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討

56

## 予測対象

工事の実施により発生する建設副産物を対象に予測評価を実施。

## 予測・評価結果

- 工事の実施により建設副産物が発生すると予測されるが、関係法令に基づいて適正に処理・処分を行うとともに、環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているものと評価。

## 環境保全措置

- ・ 工事間流用の促進
- ・ 再資源化施設への搬入

## 【予測結果の概要】

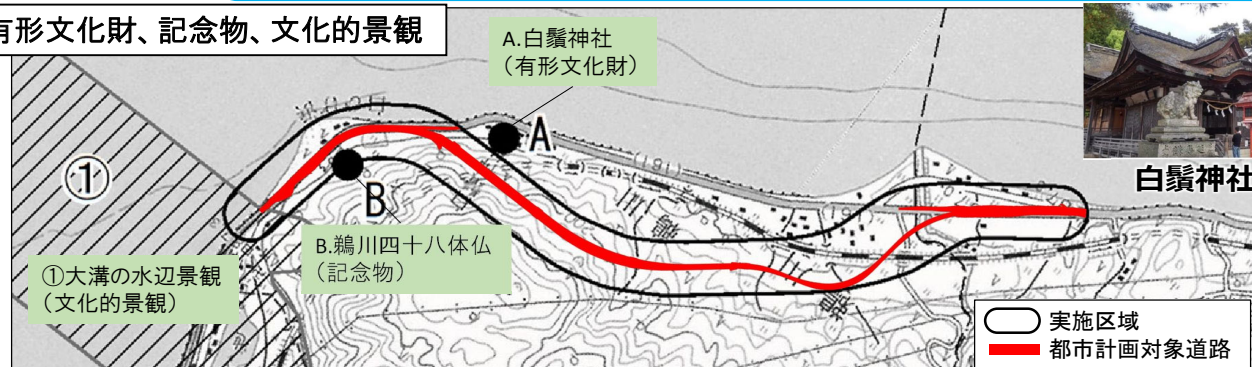
建設副産物	発生が想定される施設等	発生量	実施区域内での再利用率	実施区域外への搬出量
建設発生土	切土または掘削工事	約290,000 m <sup>3</sup>	約60,000m <sup>3</sup>	約230,000 m <sup>3</sup>
コンクリート塊	排水構造物、道路側溝	約800m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	約800m <sup>3</sup>
アスファルト・コンクリート塊	対象道路と交差する既存道路	約3,500m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	約3,500m <sup>3</sup>

57

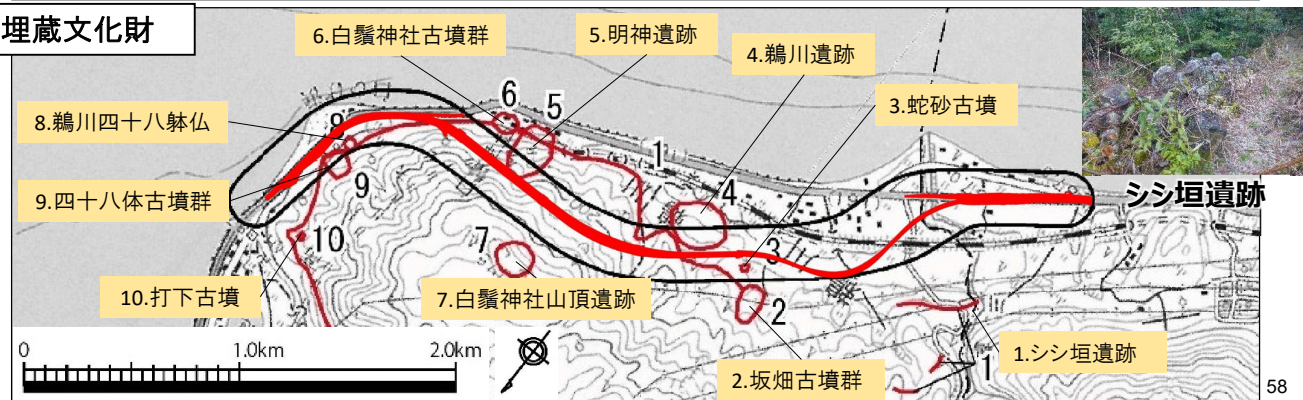
予測地点

実施区域およびその周辺の有形の文化財13地点を対象に予測評価を実施。

有形文化財、記念物、文化的景観



埋蔵文化財



予測・評価結果

- 「シシ垣遺跡」と「明神遺跡」において直接改変が生じる。
- 環境保全措置「文化財保護法に基づく適切な措置」を実施することにより環境負荷を低減。
- 周辺環境の変化による影響や文化財内部からみる風景の変化による影響はほとんど生じないと予測。
- 工事中のう回路の確保や付け替え道路の整備を行うため、アクセス特性の変化による影響は生じないと予測。
- 環境保全措置を実施し環境負荷を低減。
- 環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているものと評価。

環境保全措置

- ・ 構造物（橋梁等）および道路附属物の形式、デザイン、色彩の検討
- ・ 文化財保護法に基づく適切な措置

#### ●環境影響の総合的な評価

- 都市計画対象道路の位置および基本構造の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、都市計画対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避または低減が図られている。
- また、動物、植物については、環境保全措置の効果に係る知見が不十分、あるいは、代償措置について、効果の不確実性の程度および知見の充実の程度を勘案して、事後調査を実施するものとし、専門家等の指導・助言を得ながら適切な措置を講ずることとする。
- このことから、都市計画対象道路に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価する。

# 方法書に対する首長意見見解（※準備書第6章、7章抜粋）

## 第6章 方法書についての知事意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

「滋賀県環境影響評価条例施行規則」（平成10年12月24日滋賀県規則第75号）第四十六条第1項の規定により読み替えて適用される県条例第九条第1項に基づく環境の保全の見地からの滋賀県知事意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表6-1(1)～(5)に示すとおりである。

表6-1(1) 方法書についての知事意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

滋賀県知事意見	都市計画決定権者の見解
1. 全般的事項	
(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。	今後の環境影響評価の手続に当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めます。
(2) 具体的なルート、道路構造（盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。）および工事計画等の決定に当たっては、特に騒音・振動、景観および文化財への影響の回避等、環境の保全に極力配慮するほか、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。	具体的なルート、道路構造（盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。）および工事計画等の決定に当たっては、特に騒音・振動、景観および文化財への影響の回避等、環境の保全に極力配慮したほか、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮しました。(p. 3-41)
(3) 環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）および「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）ー」等に定められた内容に加え、「道路環境影響評価の技術手法」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。	環境影響評価の実施に当たっては、具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行いました。また、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）および「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）ー」（以下、滋賀県版技術ガイド）等に定められた内容に加え、「道路環境影響評価の技術手法」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行いました。(p. 8-5)
(4) 調査に当たっては、調査すべき情報の内容等を踏まえ、適切かつ効果的と認められる調査地点・手法・期間等を設定して行うこと。また、予測および評価に当たっては、可能な限り最新の文献等の情報を踏まえ、その有効性を検討したうえで、適切に行うこと。	調査に当たっては、調査すべき情報の内容等を踏まえ、適切かつ効果的と認められる調査地点・手法・期間等を設定して行いました。また、予測および評価に当たっては、可能な限り最新の文献等の情報を踏まえ、その有効性を検討したうえで、適切に行いました。
(5) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業により影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。	環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法の選定等に関する事項については、準備書を作成するにあたり新たな事情は生じていないため、方法書のとおり実施しました。



表 6-1(2) 方法書についての知事意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

滋賀県知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>(6) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、(5)の検討の結果、最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素を、その理由とともに示すこと。また、環境影響評価方法書には具体的な調査・予測地点等が記載されていないことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において具体的に示すこと。</p>	<p>「滋賀県環境影響評価技術指針」で示された項目のうち、選定しない項目の理由については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象（特異な気象、局地気象）：本事業の内容と周辺地域の土地利用からみて、周辺地域に特異な気象および局地気象への影響を及ぼす行為を想定されないため、非選定としました。</li> <li>・大気質（二酸化硫黄）：事業予定地周辺の測定局では二酸化硫黄は測定していませんが滋賀県内で観測が行われている何れの測定局においても現況濃度が環境基準値の 1/2 を下回っているため、非選定としました。</li> <li>・大気質（一酸化炭素）：事業予定地周辺の測定局では一酸化炭素は測定していませんが滋賀県内で観測が行われている何れの測定局においても現況濃度が環境基準値の 1/2 を下回っているため、非選定としました。</li> <li>・大気質（微小粒子状物質）：微小粒子状物質について、予測手法が確立していないため、非選定としました。</li> <li>・大気質（全炭化水素）：炭化水素類（ベンゼン等）は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年、環境庁）に基づいて規制が図られており、重大な影響が生じることはないと考えられることから非選定としました。</li> <li>・大気質（光化学オキシダント）：光化学オキシダントは大気中における生成過程等が明らかでない二次生成物質であることから、道路事業による発生量を定量的に予測するための知見がないため、非選定としました。</li> <li>・悪臭（悪臭物質）：工事の実施および道路の供用によって悪臭物質はほとんど発生しないため、非選定としました。</li> <li>・水象（流向、流速、流量）：本事業では渡河する河川をほとんど改変しない計画（橋脚の設置は行わない）であるため、非選定としました。</li> <li>・水質（水の汚れ、富栄養化）：本事業では休憩所の設置が計画されていないため、非選定としました。</li> <li>・水質（水温）：本事業では公共用水域への温水の排出等を伴う計画はないため、非選定としました。</li> <li>・水底の底質（水底の泥土、漂砂、底質の汚れ）：本事業では水底の掘削を伴う工事は計画されていないため、非選定としました。</li> </ul>

表 6-1(3) 方法書についての知事意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

滋賀県知事意見	都市計画決定権者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水（水位、流れ、水質）：都市計画対象道路事業実施区域において、湧水が大量に発生するおそれのある透水性の良い地盤は確認されておらず、トンネル構造物の設置後においても、大量の湧水等が発生することは想定していないことから、地下水の水位・水質等への著しい影響は生じないと考えられることから非選定としました。</li> <li>・地盤（安定性、地盤沈下）：本事業のトンネル区間は軟弱地盤地帯等ではなく、また本事業は道路構造令に基づき地域の地盤条件を踏まえ十分な安全率を確保した上で設計し、地盤に影響を及ぼすことは想定されないため、非選定としました。</li> <li>・土壌（汚染機能）：都市計画対象道路事業実施区域およびその周囲に汚染の確認されている土壌は存在しないため、非選定としました。</li> <li>・温室効果ガス等（温室効果ガス）：温室効果ガスは、都市計画対象道路のみならず周辺道路を含めた広域的な評価をすべきものであり、都市計画対象道路単独の影響を評価する環境影響評価には馴染まないと考えられるため、非選定としました。</li> <li>・温室効果ガス等（オゾン層破壊物質）：工事の実施および道路の供用によってオゾン層破壊物質は発生しないため、非選定としました。</li> <li>・放射線の量（工事その他の土地の形状の変更等の実施に伴い生ずるもの（事業の実施に伴い使用される燃料、原料等に含まれるものが濃縮されたものから生ずるものを含む。））：工事の実施によって放射性物質は発生しない。また、放射性物質を含む土壌の改変等を行わないため、非選定としました。</li> <li>・放射線の量（事業の実施に伴い使用される燃料、原料等に含まれるものが濃縮されたもの）：道路の供用によって放射性物質は発生しないため、非選定としました。</li> <li>・伝承文化：文献調査および関係機関への確認により、都市計画対象道路事業実施区域周辺において大溝祭のみが確認されています。「滋賀県版技術ガイド」に基づき、事業による影響のおそれについて関係機関と協議した結果、事業による大溝祭への影響はないと判断されたため、非選定としました。</li> </ul> <p>また、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において具体的に示しました。</p>

表 6-1(4) 方法書についての知事意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

滋賀県知事意見	都市計画決定権者の見解
(7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにしました。
2. 個別的事項	
<p>(1) 大気環境</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。</p> <p>大気質、騒音・振動についての調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。</p> <p>大気質、騒音・振動についての予測地点の選定に当たっては、住居等への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、必要に応じて一般地域に適用される環境基準による評価も併せて検討するなど、住居等への影響についてできる限り配慮すること。</p>	<p>本事業の実施による周辺の既存道路近傍における騒音・振動などの状況の改善効果については、一定見込まれると考えられますが、対象道路のみならず周辺道路を含めた広域的な評価をすべきものであり、対象道路単独の影響を評価する環境影響評価には馴染まないと考えられることから、予測・評価の対象としておりません。</p> <p>大気質、騒音・振動についての調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行いました。(p. 9-2-2、p. 9-3-3、p. 9-5-3)</p> <p>大気質、騒音・振動についての予測地点の選定に当たっては、住居等への影響を適切に予測および評価できる地点を選定しました。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、住居等への影響についてできる限り考慮しました。(p. 9-2-14、p. 9-2-31、p. 9-2-51、p. 9-2-77、p. 9-2-88、p. 9-3-11、p. 9-3-18、p. 9-3-35、p. 9-5-7、p. 9-5-16、p. 9-5-25)</p>
<p>(2) 水環境</p> <p>工事の実施に伴う河川・琵琶湖等の水質への影響については、降雨等の状況も踏まえ、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>対象事業実施区域にはトンネル構造となる部分が存在していることから、地下水の水位・水質に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。</p>	<p>工事の実施に伴う河川・琵琶湖等の水質への影響については、降雨等の状況も踏まえ、適切に予測および評価を行いました。(p. 9-7-5)</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域において、湧水が大量に発生するおそれのある透水性の良い地盤は確認されておらず、トンネル構造物の設置後においても、大量の湧水等が発生することは想定していないことから、地下水の水位・水質等への著しい影響は生じないと考えております。</p> <p>なお、事業実施段階において、地下水の水位・水質等の監視等を行います。地下水の水位・水質など水象に本事業が影響を与えると判明した場合には検討を行います。</p>

表 6-1(5) 方法書についての知事意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

滋賀県知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>(3) 動物・植物・生態系</p> <p>動物・植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避等のほか、道路への動物の侵入対策等によるロードキルの回避等についても検討すること。</p>	<p>動物・植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測および評価を行いました。(p. 9-11-13~14)</p> <p>生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行いました。</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避等のほか、必要に応じて道路への動物の侵入を防ぐ構造の設置等によるロードキルの回避等についても検討しました。(p. 3-41)</p>
<p>(4) 景観</p> <p>景観についての予測および評価に当たっては、各市に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。</p> <p>景観資源については、既に把握されている大溝の水辺景観などのほか、鵜川周辺の棚田景観についても取り扱うこと。また、自然的構成要素だけでなく、文化的・社会的構成要素も重要であることから、白鬚神社などについても景観資源として取り扱うことを検討すること。</p> <p>眺望点については、身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については、集落等からの眺望景観への影響についても予測および評価を行うことを検討すること。</p>	<p>景観についての予測および評価に当たっては、各市に適用される景観計画等、都市計画対象道路事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行いました。</p> <p>景観資源および眺望点については、文化的・社会的構成要素ならびに道路構造を踏まえて、鵜川の棚田や白鬚神社、また高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所における集落等からの眺望景観への影響について、適切に予測および評価できるように設定しました。(p. 9-12-3~4)</p>
<p>(5) 廃棄物等</p> <p>工事の実施に伴い発生する土石・木材等の発生量を適切に予測し、その有効利用を図ることにより廃棄物の発生の低減を図ること。</p>	<p>工事の実施に伴い発生する廃棄物等の発生量を適切に予測し、その有効利用を図ることにより廃棄物の発生の低減に努めました。(p. 9-14-3)</p>
<p>(6) 文化財</p> <p>有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>伝承文化については、文献調査および関係機関への確認により、都市計画対象道路事業実施区域周辺において大溝祭のみが確認されています。「滋賀県版技術ガイド」に基づき、事業による影響のおそれについて関係機関と協議した結果、事業による大溝祭への影響はないと判断されたため、環境影響評価の対象としていません。</p> <p>なお、事業計画の具体化に伴い新たな影響が予見される場合には、改めて調査、予測および評価の実施を検討します。</p>
<p>3. その他</p>	
<p>(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

## 第7章 方法書についての調査地域市長意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

県条例第九条第2項に基づく環境の保全の見地からの調査地域市長意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表7-1(1)～(3)および表7-2に示すとおりである。

表7-1(1) 方法書についての大津市長意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

大津市長意見	都市計画決定権者の見解
1. 全体的事項	
(1) 事業計画の具体化に伴い、計画路線に係る環境影響を的確に把握できるように、計画路線等の位置及び構造、周辺地域の環境の保全、景観への配慮等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。	事業計画の具体化に伴い、計画路線に係る環境影響を的確に把握できるように、計画路線等の位置および構造、周辺地域の環境の保全、景観への配慮等を踏まえた調査、予測および評価を行いました。
(2) 事業計画の具体化に伴い、調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼすような場合は、十分に見直しを行い、調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法の選定等に関する事項については、準備書を作成するにあたり新たな事情は生じていないため、方法書のとおり実施しました。
(3) 既存資料の利用に当たっては、可能な限り最新のデータを用い、その有効性を検証した上で使用すること。なお、用いた資料の出典も明確に示すこと。	既存資料の利用に当たっては、可能な限り最新のデータを用い、その有効性を検証した上で使用しました。また、用いた資料の出典も明確に示しました。
(4) 準備書の作成に当たっては、調査、予測及び評価の手法を明確に示し、結果をわかりやすく提示するとともに、専門用語には注釈を加えるなど、住民等の理解が容易となるように努めること。	準備書の作成に当たっては、調査、予測および評価の手法を明確に示し、結果をわかりやすく提示するとともに、専門用語には注釈を加えるなど、住民等の理解が容易となるように努めました。
2. 個別的事項	
(1) 大気、騒音、振動 自動車の走行に係る大気質、騒音及び振動の調査地点及び予測地点については、地域特性等を考慮した上で選定を行うこと。 また、居住地域等への影響についても調査、予測及び評価を行うこと。	自動車の走行に係る大気質、騒音および振動の調査地点および予測地点については、地域特性等を考慮した上で選定を行いました。また、居住地域等への影響についても調査、予測および評価を行いました。(p.9-2-2、p.9-3-3、p.9-5-3、p.9-2-51、p.9-3-35、p.9-5-25)
(2) 水質、地形、地質 1) 本事業実施区域には、琵琶湖、流入河川及び内湖(乙女ヶ池)があることから、事業の実施による水質や水環境に与える影響を把握できるよう、調査時期、調査地点及び予測地点を選定し、地域特性等を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。なお、平水時だけでなく降雨時の影響も把握できるよう調査、予測及び評価を行うこと。	都市計画対象道路事業実施区域には、琵琶湖、流入河川および内湖(乙女ヶ池)があることから、事業の実施による水質や水環境に与える影響を把握できるよう、調査時期、調査地点および予測地点を選定し、地域特性等を踏まえた調査、予測および評価を行いました。また、平水時だけでなく降雨時の影響も把握できるよう調査、予測および評価を行いました。(p.9-7-2、p.9-7-5、p.9-7-11)
2) 事業の実施により、地下水の水位、水量、水質等に影響を与えるおそれがあることから、既存資料の調査や現地調査により事業実施区域における当該環境影響を確実に把握し、評価を行うこと。また、影響を及ぼすような場合は、環境影響評価の項目の見直しを行い、調査、予測及び評価の実施を検討すること。	都市計画対象道路事業実施区域において、湧水が大量に発生するおそれのある透水性の良い地盤は確認されておらず、トンネル構造物の設置後においても、大量の湧水等が発生することは想定していないことから、地下水の水位・水質等への著しい影響は生じないと考えております。 なお、事業実施段階において、地下水の水位・水質等の監視等を行います。地下水の水位・水質など水象に本事業が影響を与えると判明した場合には検討を行います。

表 7-1(2) 方法書についての大津市長意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

大津市長意見	都市計画決定権者の見解
<p>(3) 動物・植物・生態系</p> <p>1) 調査において、重要な動植物種、群落等を調査する際は、専門家などからの情報収集にも努め、適切に予測、評価を行うこと。また、重要な動植物種、群落等が存在しない場合でも、多様性、脆弱性、希少性又は特殊性が高いと認められる注目種、群落について適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>調査において、重要な動植物種、群落等を調査する際は、専門家などからの情報収集にも努め、適切に予測および評価を行いました。また、重要な動植物種、群落等が存在しない場合でも、生態系の予測評価において多様性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種、群落について適切に調査、予測および評価を行いました。(p.9-11-13~14)</p>
<p>2) 本事業実施区域は、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれているため、特に猛禽類の繁殖、営巣を把握できるよう調査方法を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>イヌワシ・クマタカ等の猛禽類の繁殖、営巣を把握できるよう調査方法を選定し、調査、予測および評価を行いました。(p.9-9-2)</p>
<p>(4) 景観、人と自然との触れ合い</p> <p>1) 景観についての調査、予測及び評価に当たっては、地域特性を十分踏まえて適切に行うこと。</p>	<p>景観についての調査、予測および評価に当たっては、地域特性を十分踏まえて適切に行いました。(p.9-12-3~4)</p>
<p>2) 事業計画の具体化する段階で、法面の発生等、景観への影響について適切に評価できるよう必要な眺望点を追加するなど、調査、予測の手法を見直した上で、景観の調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>事業計画の具体化する段階で、法面の発生等、景観への影響について適切に評価できるよう必要な眺望点を追加するなどして、適切に景観の調査、予測および評価を行いました。(p.9-12-3~4、20)</p>
<p>3) 大溝の水辺景観への影響について、十分な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>重要文化的景観選定地（大溝の水辺景観）についての調査、予測および評価に当たっては、高島市景観計画を踏まえて景観の配慮に努めました。(p.9-15-29~30)</p>
<p>(5) 廃棄物</p> <p>事業計画を具体化する段階で実施される現地調査においては、本事業実施区域における既存工作物の廃棄量を適切に算出するとともに、不法投棄物の有無についても確認すること。不法投棄物が確認された場合は、その量を適切に算出し、その影響について予測、評価を行うこと。</p>	<p>今後の詳細ルート設計の段階において現地の状況等の調査を実施します。</p> <p>なお、環境影響評価では、工事の実施に伴って発生する廃棄物および副産物を対象に調査、予測および評価を行うため、不法投棄物については環境影響評価の対象としていません。</p> <p>ただし、不法投棄物が確認された場合は、関係機関と調整の上、関係法令に基づき適切に対応します。</p>
<p>(6) 文化財</p> <p>有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財等の伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。なお、事業計画の具体化に伴い新たな影響が预见される場合には、改めて調査、予測及び評価の実施を検討すること。</p>	<p>伝承文化については、文献調査および関係機関への確認により、都市計画対象道路事業実施区域周辺において大溝祭のみが確認されています。「滋賀県版技術ガイド」に基づき、事業による影響のおそれについて関係機関と協議した結果、事業による大溝祭への影響はないと判断されたため、環境影響評価の対象としていません。</p> <p>なお、事業計画の具体化に伴い新たな影響が预见される場合には、改めて調査、予測および評価の実施を検討します。</p>

表 7-1 (3) 方法書についての大津市長意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

大津市長意見	都市計画決定権者の見解
3. その他配慮すべき事項	
<p>(1) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。</p>	<p>既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理します。(p. 3-41～42、p. 9-14-3)</p>
<p>(2) 当該地には、周知の埋蔵文化財包蔵地はないが、工事施工中に遺構・遺物と思われるものが出土した場合、直ちに当課まで届け出ること。 文化財保護の見地から、重要な遺構が確認された場合は、保存について協議すること。</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地について、工事施工中に遺構・遺物と思われるものが出土した場合、直ちに大津市文化財保護課まで届け出ます。 文化財保護の見地から、重要な遺構が確認された場合は、保存について協議します。(p. 3-43、p. 9-15-31)</p>
<p>(3) 危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。 ※指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、大津市北消防署予防係と協議すること。 危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。</p>	<p>危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法令を遵守します。 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵または取り扱う場合は、大津市北消防署予防係と協議します。また、危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議します。</p>

表 7-2 方法書についての高島市長意見およびそれに対する都市計画決定権者の見解

高島市長意見	都市計画決定権者の見解
1. 大気環境および騒音・振動について	
(1) 排ガス等の大気環境や騒音・振動への影響を適切に評価できる調査をすること。工事の実施に伴う、粉じん、騒音、振動、悪臭および濁水等の影響を可能な限り低減するよう配慮すること。	大気質、騒音、振動の影響について、調査、予測および評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討しました。 工事の実施に係る粉じん、騒音、振動および濁水等の影響については、調査、予測および評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討しました。本事業の実施に伴う悪臭影響はないと考えております。
2. 水環境について	
(1) 路面凍結防止剤を含む道路排水による動植物や農業用水への影響についても調査すること。	路面凍結防止剤を含む道路排水等による影響は一時的なものであり、時間の経過とともに速やかに減少するため、動植物や農業用水への影響は小さいとの知見が確認されることから環境影響評価の対象としていません。
3. 動物について	
(1) 道路の運用に伴い、中型～大型哺乳類のロードキルの発生が予測されることから、 fauna調査のみではなく、ロードキルの発生リスクのあらい出しと有効な対策を考えるうえで、必要な情報の収集を行うこと。	動物（中型～大型哺乳類）について、必要な情報の収集を行い、調査、予測および評価を行いました。
4. 文化財、景観について	
(1) 決定したルートは、白鬚神社や鶴川四十八躰仏、シン垣遺跡など文化財が複数所在する地域であることから、文化財保護法による届出および高島市教育委員会文化財課と直前の協議を行うこと。また、重要文化的景観選定地（大溝の水辺景観）に該当するため、高島市景観計画に基づき、景観への配慮に努めること。	文化財の取り扱いについては、事前に地元自治体の文化財主管課および滋賀県文化財保護課と協議し、その保護策について配慮します。 (p. 3-43, p. 9-15-31) また、重要文化的景観選定地（大溝の水辺景観）についての予測および評価に当たっては、高島市景観計画を踏まえて景観の配慮に努めました。 (p. 9-15-29～30)